

# トータルケアNEWS

No.63 2017. 1. 31

発行 社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会  
〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5  
TEL 018-864-2714 FAX 018-864-2742  
URL <http://www.akitakenshakyo.or.jp/>  
E-mail [chiiki@akitakenshakyo.or.jp](mailto:chiiki@akitakenshakyo.or.jp)

## CONTENTS

- 1 「地域力強化検討会中間とりまとめ」から
- 2 「全国校区・小地域福祉活動サミット」並びに「地域の福祉カセミナー」参加レポート

## 1 「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けて

～「地域力強化検討会中間とりまとめ」から～

「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」の実現が掲げられ、そのため厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。さらに有識者や実践者等によるワーキンググループ「地域力強化検討会」が設置され、地域共生社会の実現に向けた具体的な検討が進められています。

ここでは、平成29年の介護保険制度改正に先立ち公表された、地域力強化検討会の「中間とりまとめ」の内容をご紹介します。

### ◆これまでの経緯

#### (1) 誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現

～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～

平成27年9月、厚生労働省内にプロジェクトチームが設置され、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を取りまとめた。

##### ①新しい地域包括支援体制（全世代・全対象型地域包括支援）の確立

高齢者、障害者、児童等の分野を問わない包括的な相談支援及び必要なサービスの分野横断的かつ包括的な提供

##### ②生産性の向上と効率的なサービス提供体制の確立

ロボットやICT等先進技術を用いた効率化、業務の流れの見直し等を通じた効率化とサービスの質（効果）の向上

##### ③総合的な福祉人材の確保・育成

コーディネーター人材とサービス提供を担う人材の育成・確保

## (2) ニッポン一億総活躍プラン

平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども、高齢者、障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱され、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」で示した方向性を具体化する形で、以下の取組を推進する。

- ・小中学校区等の住民に身近な圏域における、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり
- ・市町村における育児、介護、障害、貧困などのほか、これらが同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制づくり（2020年～2025年を目途に）
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活性化のための寄附文化の醸成

## (3) 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部等

「地域共生社会」の実現に向けた検討を加速化させるため、平成28年7月に厚生労働大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（以下「実現本部」という。）が設置され、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくための改革等が進められる。

10月には実現本部の検討に資するため、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」が設置され、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりのあり方や、包括的な相談支援体制の整備のあり方等について検討を重ね、同年12月に中間とりまとめを公表した。

### ◆「地域力強化検討会」中間とりまとめ

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるために次の事項等がとりまとめられた。

#### ①「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

- ・「住民に身近な圏域」は最大でも小学校区域（合併や統廃合で区域が大きい地域では自治会単位）
- ・他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能の必要性
- ・「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場の設定

#### ②市町村における包括的な相談支援体制

- ・多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築と、その中核の役割を担う機能の必要性

### ③地域福祉計画等の法令上の取扱い

- ・地域福祉計画の充実
- ・地域福祉の対象や考え方の進展の社会福祉法への反映
- ・守秘義務に伴う課題

### ④自治体の役割

- ・自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築の検討

## ◆「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進

この中間とりまとめを踏まえ、介護保険法改正法案の中で社会福祉法の改正を盛り込み、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりを市町村の役割として位置付ける等の措置を設けるとしている。

また、今年度に全国26自治体で実施している「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に加え、29年度は「地域共生社会」の実現に向け、住民に身近な圏域の単位で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援事業を実施する予定（合計で20億円を計上、全国で100か所程度）である。

## 2 「第10回全国校区・小地域福祉活動サミット」並びに

### 「平成28年度地域の福祉力セミナー」に参加して

秋田県社会福祉協議会 地域・施設振興部 主査 柴田 伝

平成29年1月21日（土）、愛知県岡崎市において「全国校区・小地域福祉活動サミットinおかざき・西三河」が、翌22日（日）に「平成28年度地域の福祉力セミナー」が開催されました。「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた社協の役割と可能性など、これからの地域福祉のあり方について考えました。

なお、本県から藤里町社協が分科会の実践報告者として参加しています。

## ◆これからの10年を考える

これまでの10年を振り返ると、リーマンショックや東日本大震災などを背景に、生活困窮者やシングルマザーの増加、ゴミ屋敷や引きこもりなど制度の狭間の問題、地域社会の崩壊などに対応するため、地域福祉のあり方も変化してきている。

これからの10年を考えるとき、地域福祉を義務として捉えるのではなく、やりがいや生きがいとして、楽しみながら小地域の福祉活動を担えるよう働きかけが必要であると同時に、それを未来につなげていくことが求められる。

## ◆小地域福祉活動のキーワードを発酵させて活動の“ミソ”に

分科会①では、「活動に必要な仲間づくり」のテーマで、地域と大学生（大学）、企業、小学校が連携して活動している事例発表を踏まえ、地域福祉活動の担い手を地域住民だけに求めるのではなく、学校や企業等と協働することで担い手不足を解消できること、さらに協働の相手側にもメリットがある（相乗効果をもたらす）Win-Winの関係を意識することが必要であるとまとめた。

全大会では、各分科会での活動・実践のキーワード（下線部）を抽出し、それらを合わせて発酵させ活動の“ミソ”とする（八丁味噌の地元なので…）。この“ミソ”を参加者が持ち帰り、日本各地で小地域福祉活動を広めていくことがねらいである。

分科会① 活動に必要な仲間づくりは、「地域×〇〇」で、活動に「科学反応」を起こし、相乗効果をもたらす。

分科会② 支え支えられ、みんなが主役になるには、「明日は我が身」を合言葉に、「福祉でまちづくり」。

分科会③ 「ひとりぼっち」に、しない・させないまちづくりは「アウトリーチ」の徹底、チームアプローチで「苦しみや喜びを共感」し、周りを変えていく。

分科会④ 貧困の連鎖を断ち切るためのアプローチは、貧困からではなく子ども一人ひとりを見ること。支援のプロセスが「発酵」で、それを「感染」させる。

分科会⑤ マップづくりで地域の「宝」（世話焼きさん）を発見、「ご近所福祉の充実」は、「できることから始める」。

分科会⑥ 交通の不便や買い物弱者の「移動からつながっていく広がり」や、様々な支援につなぐため「社会に声をあげていく」こと。

分科会⑦ 「防災・減災」のまちづくりは、自分の身を守ることで他人を救うことにつながる（「自分を守り、“近助”をする」）。

分科会⑧ 勝部さんいわく、「地域はあるものではなく創り出すもの」、そして「あきらめない」こと。地域のあるもの探しを形に変えていく。

## ◆「地域共生社会」の実現と社協の役割

- ・「我が事・丸ごと」地域共生社会の方針は、地域福祉の政策化といえるが、住民にすべて押し付けるということではない。住民活動を進めるうえで制度と民間支援が活動の両輪を担うイメージである。トップダウンではないため社協の覚悟が問われるし、地域共生社会の実現に向けた取り組みは社協の責務である。
- ・「我が事・丸ごと」の実現には、①制度横断的な知識、②アセスメント力、③支援計画の策定・評価、④関係者の連携・調整、⑤資源開発を行える人材の育成が求められる。

- ・地域に存在する知恵・人材・資源を発見しつつ、既存の「支え合い」を壊さないソーシャルワークの機能が重要で、気づきと学びを促しながら、個人の課題を地域住民と考えることで地域づくりにつながる。そのためにも住民の福祉教育が大切になる。

#### ◆地域福祉計画の位置づけ

- ・行政による地域福祉計画の策定を義務化し、高齢・障害・児童等他分野の各計画の「上位計画」として位置付けるべきであるが、厚生労働省は策定の努力義務化の方向で検討している。
- ・行政は数字だけで判断するためリアリティがない。計画策定に社協が参画し、行政に対して意見を述べ、行政の「我が事感」を高める必要がある。

#### ◆専門職のあり方

- ・制度の中でできる、できないことを線引きしてきたことで、ある意味で専門職が制度の狭間をつくってきた。
- ・専門職も一人の住民である以上、当事者意識を持つ必要があるし、ソーシャルワークのスキルアップが重要である。

#### ◆市町村社協に期待すること

- ・地域活動から住民の個別支援活動につなげていくとき、住民は総論賛成・各論反対となる。「我が事」にするには各論を賛成してもらうための働きかけが必要である。
- ・社協は介護保険事業所ではなく、ニーズに基づいた「事業型社協」となるべきで、「我が事・丸ごと」の方針は社協にとって大きなチャンスである。
- ・行政との関係や、社協組織の体制や仕組み、組織・職員として何ができていないか、改革を含めて検証する必要がある。この状況で社協が取り組まない理由はないし、その結果によってはできる社協、できない社協の格差が広がる。
- ・先駆的な実践をしている社協は補助金や助成金等を上手に活用している。これからは市町村社協が自らファンドレージング（資金調達）する時代である。

#### ◆県社協に期待すること

- ・市町村社協を応援する立場として、行政への提言機能などプラットフォームづくりを望む。
- ・市町村社協の活動実績を把握し、市町村の状況によっては広域での対応とするなど、しっかりと社協をアセスメントしたうえで、不足の部分を共に創っていく役割機能が望まれる。